

新宿で、立ちあがる、走り出す、はばたく。

しんじゅく 創業1丁目

新宿区立高田馬場創業支援センターニュースレター



SPECIAL 商標権の基礎知識《第1回》

事業をする自身(自社)の取り扱う商品やサービスを、他人(他社)のものとは区別するために使用するマーク(識別標識)を、「**商標**」といいます。

この「商標」を、他人が真似したり、紛らわしいものを使用して事業をすると、消費者が両者の商品やサービスと混同してしまい、消費者が誤った商品やサービスを選択することが起こりかねません。また、自身がこの商標を使用して事業することで積み重ねた信用や利益を損ねることが起こるかもしれません。

このような問題が起こらないように、競争秩序を守るため、自身の商標と同一・類似の範囲を他人が使用することを禁止できる権利が「**商標権**」です。商標権は、知的財産権のうち、産業の発展を目的とした権利として特許庁が扱う「**産業財産権**」の一つで、その他に特許権・実用新案権・意匠権があります。産業財産権は、特許庁に出願等の手続きをすることにより取得することができます。

本コラムでは、創業時のみならず事業を開始している人すべてが知っておきたい「**商標権**」の基礎知識について、2回に渡って紹介します。

「商標権」を取得するには

まず、自身が商標権を取得したい商標について、既に出願・登録された商標と同一・類似のものでないかを、**特許情報プラットフォーム「J-PlatPat**」などで調べ、該当するものがなかった場合は、**特許庁へ「商標登録出願」**の手続きをします。

特許庁へ**出願**(手数料とともに「**商標登録願**」を提出)した後、審査により**登録査定**となり、登録料を支払うことによって、自身の「**商標**」は「**登録商標**」となり、商標権を取得できます。

「J-PlatPat」では、出願後と登録後に、その内容が記載された公報を確認できます。

審査の過程で「登録することができない理由」があった場合は、その理由が特許庁から通知されます(**拒絶理由通知**)。この場合、意見書や補正書を提出することで拒絶理由が解消して登録査定となる場合もありますが、その理由が解消しない場合や、通知に回答しない場合は「**拒絶査定**」となり登録査定となりません。これに対して不服であれば、**拒絶査定不服審判**を請求することができます。

現在、商標登録出願後、登録査定となるまでは、およそ8ヶ月から1年かかります。

商標権は、5年または10年ごとに登録料を支払い続けることにより、半永久的に独占的に使用できることとなります。

「区分」と「指定商品・指定役務」

商標登録願には、「**商標**」と、その商標を使用する対象の「**商品**」「**サービス(役務)**」を記載する必要があります。この「**商品**」「**サービス(役務)**」を「**指定商品**」「**指定役務**」といい、これらが属する範囲の「**区分**」も併せて記載します。

現在、「**区分**」は、様々な商品やサービスを国際基準により第1類から第45類に分類されており、一つの商標に対して複数区分選択することができます(区分単位で出願料、商標登録料が異なる)。

指定商品・指定役務には「**類似群コード**」が付与されており、出願・登録商標に類似する商標でも、類似群コードが異なる場合は、区分が同一でも、登録査定となる可能性があります。

商標の同一・類似は、商標の「**外観(見た目)**」「**称呼(呼び方)**」「**観念(意味合い)**」のそれぞれの要素を総合的に判断され、登録査定となるためには、その他の要件も併せて審査されるため、独自に作成した商標であっても登録査定とならない場合があり、専門的な調査や判断が必要です。

自身の商標の出願が登録となる可能性については、知的財産の専門家である弁理士に相談することができます。

なお、弁理士・弁護士以外の者が報酬を得て、商標に関する手続の代理をするのは、法律違反となります。(次号に続く)

商標権における区分一覧

第1類	工業用、科学用又は農業用の化学製品
第2類	塗料、着色料及び腐食の防止用の調製品
第3類	洗浄剤及び化粧品
第4類	工業用品、工業用油脂、燃料及び光剤
第5類	薬劑
第6類	卑金属及びその製品
第7類	加工機械、原動機(陸上の乗物用ものを除く。) その他の機械
第8類	手動工具
第9類	科学用、航海用、測量用、写真用、音響用、映像用、計量用、 信号用、検査用、救命用、教育用、計算用又は情報処理 用の機械器具、光学式の機械器具及び電気の伝導用、 電気回路の開閉用、変圧用、蓄電用、電圧調整用又は電 気制御用の機械器具
第10類	医療用機械器具及び医療用品
第11類	照明用、加熱用、蒸気発生用、調理用、冷却用、乾燥用、 換気用、給水用又は衛生用の装置
第12類	乗物その他移動用の装置
第13類	火器及び火工品
第14類	貴金属、貴金属製品、宝飾品及び時計
第15類	楽器
第16類	紙、紙製品及び事務用品
第17類	電気絶縁用、断熱用又は防音用の材料及び材料用の プラスチック
第18類	革及びその模造品、旅行用品並びに馬具
第19類	金属製でない建築材料
第20類	家具及びプラスチック製品であって 他の類に属しないもの
第21類	家庭用又は台所用の手动式の器具、化粧用具、 ガラス製品及び陶器製品
第22類	ロープ製品、帆布製品、 詰物用の材料及び織物用の原料繊維
第23類	織物用の糸
第24類	織物及び家庭用の織物製カーパー
第25類	被服及び履物
第26類	裁縫用品
第27類	床敷物及び織物製でない壁掛け
第28類	がん具、遊戯用具及び運動用具
第29類	動物性の食品及び加工した野菜その他の食用園芸作物
第30類	加工した植物性の食品(他の類に属するものを除く。) 及び調味料
第31類	加工していない陸産物、生きている動物及び飼料
第32類	アルコールを含有しない飲料及びビール
第33類	ビールを除くアルコール飲料
第34類	たばこ、喫煙用具及びマッチ
第35類	広告、事業の管理又は運営及び事務処理
第36類	金融、保険及び不動産の取引
第37類	建設、設置工事及び修理
第38類	電気通信
第39類	輸送、こん包及び保管並びに旅行の手配
第40類	物品の加工その他の処理
第41類	教育、訓練、娯楽、スポーツ及び文化活動
第42類	科学技術又は産業に関する調査研究及び設計、 電子計算機又はソフトウェアの設計及び開発並びに法律事務
第43類	飲食物の提供及び宿泊施設の提供
第44類	医療、動物の治療、人又は動物に関する衛生及び 美容並びに農業、園芸又は林業に係る役務
第45類	冠婚葬祭に係る役務その他の個人の需要に応じて提供する 役務(他の類に属するものを除く。)、及び警備

REPORT 創業セミナー「創業融資のすべて」を開催

12月1日(土)に高田馬場創業支援センターの主催で、今年度第1回目となる創業セミナー「創業融資のすべて」を開催しました。

「創業融資のすべて」は、複数各所に回ると非常に労力のかかる融資の相談を一箇所ですべてできるということをコンセプトにしています。今回のセミナーでは、創業時の代表的な公的融資である日本政策金融公庫、東京信用保証協会、女性・若者・シニア創業サポート事業の各担当者が順に講演を行い、融資の特長や、審査時はどういった視点で評価を行うか等について、それぞれ分かりやすく説明していただきました。

セミナー当日は、既に創業している方や働きながら創業を検討している方など、さまざまな方が参加、皆さん真剣に講師の話に耳を傾けていました。

当センター主催の創業セミナーは、創業時に役立つさまざまな内容をテーマに実施しています。今後のセミナーは、詳細が決定次第「広報しんじゅく」または当センターのホームページ等で案内しますので、興味のある方は是非とも参加をご検討ください。



創業時に創業融資に活用できる公的融資制度徹底解説

創業融資のすべて

2018年12月1日(土) 14:00→17:00

日本政策金融公庫 東京信用保証協会 女性・若者・シニア創業サポート事業

創業支援センター 高田馬場

『さまざまな人々と出会い、そこからさらに紹介の輪が広がり、本当にたくさんの人たちが協力してくれました。』

現在の事業内容について教えてください

在日ベトナム人向け生活情報新聞「Ja-Vi Times(ジャヴィ・タイムズ)」を発行しています。「Ja-Vi Times」は月刊のフリーペーパーで、基本的には広告収入を元に運営しています。掲載内容は来日したベトナム人が必要とする住居や通信関連(スマホ等の契約)やアルバイトのための派遣会社といった、彼らが興味を持ちそうな情報の広告掲載がメインです。また、新宿区内で生活するベトナム人も多いので、区内の飲食店マップや、ベトナム関連のニュース、行政の手続きや生活ガイドといった情報も掲載しています。

創業しようと思ったきっかけは何ですか？

前職でのベトナム駐在を経て日本に戻って来た時に、日本に以前いた時と比べてベトナム人の数が圧倒的に増えていることにとても驚きました。

現地ですごすうちにベトナムが大好きになったということもあり、ここにビジネスチャンスがあるのではないかと感じて、在日ベトナム人向けのビジネスで創業しようと思いつきました。そこからビジネスモデルについて検討をして、自分が初めて日本に来た時には馴れない生活がいろいろと大変で、そんな時に韓国系のフリーペーパーを片手に頑張った学生時代を思い出し、さらにベトナム人向けではまだそのような媒体がないということを知って、現在のフリーペーパーという形にたどり着きました。

創業する際に大変だったことは何ですか？

「Ja-Vi Times」の創刊について言えば、そもそも私が編集や出版に一切関わったことがなく、完全にゼロからのスタートだったため、第一号を完成させるまでが本当に大変でした。実績もないので説明のためにスポンサーに見せられるものもなく、最初は知り合いのベトナム人をお願いに回ってスポンサーを増やしていきました。紙面がある程度形になってきた後も、今度は配布できる場所がないので、「お店の入り口の片隅でいいので置かせてください」といろいろなところへお願いに行きました。

「なぜ韓国人のあなたが日本でベトナムの仕事をするのですか？」といった声も一部ありましたが、ほとんどの方が好意的に受け入れてくれ、日本に住むベトナム人のコミュニティーも快く協力してくれました。さまざまな人々と出会い、そこから紹介の輪が広がり、本当にたくさんの人たちが協力してくれました。そういった人たちの協力がなければ「Ja-Vi Times」は完成しなかったと思います。いくつかのメディアでも紹介していただき、今年の1月に3,000部からスタートしたが、最大時では10,000部まで増やすことができ、現在新宿エリアを中心に学校関連で15カ所、飲食店で30カ所くらいに置かせてもらっています。

創業に新宿区を選んだ理由を教えてください

最大の理由は、新宿区がベトナム人を含めた外国人が日本で最も集まっている地域だということです。新宿～高田馬場エリアは大久保の韓国街を始めとして、周辺だけで200を越える日本語学校があり、さまざまな国の人々が集まっています。また、自分が学生時代からずっと住んできた生活拠点でもあり、ここは第二の故郷だと思っていますので、来日して間もない外国人を対象としてビジネスをするからには、どんなビジネスにせよ拠点は新宿にしようとして最初から決めていました。

創業を目指している方にメッセージをお願いします。

私は準備が全部できてから動くのではなく、思いついたらすぐに動いてしまうタイプです。リスクが少ない方がもちろんいいのですが、何事も最初から完璧なことはありませんし、慎重過ぎるのもよくないと思っています。その分、フットワークには自信があるので、自分を信じてまず行動し、何かあったらその度に対策を立てるようにしています。そして周囲の人をどんどん巻き込み、皆さんに助けてもらいつつ、しっかりとコミュニケーションを取ることが大事だと思います。会社でも何でも結局は人間なので、気持ちは言葉にしないと伝わりません。失敗したらしっかりと謝り、ありがたい時はちゃんと感謝の気持ちを口にします。その上で、やらないで後悔するくらいであれば、やって後悔の方が絶対にいいと思います。

朴さんのインタビューの全文は当センターホームページ (<https://incu.shinjuku-center.jp>) にて掲載しています。



DREAM PARK 株式会社
代表取締役 朴相範さん

1973年、韓国ソウル出身。97年来日し、アルバイトをしながら日本語学校に通う。大学に進学し、卒業後に建設会社に就職するもその会社が倒産。いくつかの創業経験を経た後、メーカー兼商社に転職する。入社2年目にベトナム支社への転属となり、5年間のベトナム駐在を経て日本へ戻った後に退職。創業準備のため2017年より新宿区高田馬場創業支援センターの利用を開始。同年10月にDREAM PARK 株式会社を設立。新大久保に拠点を構え、その翌月にセンター利用を終了する。2018年1月より、初の在日ベトナム人向け生活情報新聞「Ja-Vi Times」を発行。現在に至る。



新宿区立高田馬場創業支援センターのご案内

新宿区内でこれから創業を目指す方、創業されて間もない方を対象としたインキュベーションオフィス(シェアオフィス)です。

創業支援メニュー

- ・オフィススペースの提供
- ・各種相談(経営・戦略・資金・販促)
- ・コミュニティ連携の機会提供
- ・ビジネスコンビニ機能
- ・利用者交流会の開催

主な施設

- ・シェアオフィス(10席)
- ・個室オフィス(2室)
- ・会議室兼商談室(18席)
- ・交流スペース
- ・相談室・資料スペース等
- ※同建物内にございます。新宿消費生活センター分館の会議室(36名)、調理室兼商品テスト室もご利用(有料)になります。

利用(入居)のご案内

ご利用にあたっては、必ず当センターの見学・利用相談を受けてください。そのうえで、必要書類をご提出いただき、事業計画の具体性、実現可能性等を審査し、承認された方に限りご利用いただけます。

■募集期間：募集は定員になり次第終了します。
募集状況については当センターホームページ等でご確認ください。

- 定員：32名
- 利用期間：6カ月間 ※3回まで更新可、最長2年間
- 開館日：年中無休 ※年末年始(12/29～1/3)を除く
- 利用時間：8:30～24:00

《お問合せ》

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1丁目32番10号
Tel 03-3205-3031 / Fax 03-3205-1007
Email incu@shinjuku-center.jp / URL <https://incu.shinjuku-center.jp>

お知らせ

施設利用者の募集について

新宿区立高田馬場創業支援センターは、新宿区内での創業もしくは創業間もない方又は経営改革を目指す方を支援する施設です。施設利用は随時受け付けています。

お申し込みを行う前に、当センターにお越しいただき、必ず施設見学・利用相談をしていただいております。

詳細は、当センターホームページ (<https://incu.shinjuku-center.jp>) をご覧いただき、お気軽にご相談ください。